

7 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		左 の うち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)	
	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)		
砂 鉱 業 権 の 目 的 と し な い 採 掘 鉱 区	石油又は天然ガス鉱区以外	9	1,793			11	2,243	399
	石油又は天然ガス鉱区							
	石油又は天然ガス鉱区以外	124	16,179	1	4	129	17,272	6,691
	石油又は天然ガス鉱区							
砂 鉱 業 権 の 目 的 と し な い 採 掘 鉱 区	法 第 180 条 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る 鉱 区							
	法 附 則 第 13 条 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 鉱 区		(千メートル)		(千メートル)		(千メートル)	
合 計	133		1		140		7,090	

8 狩猟税に関する調

区分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額	
			(千円)	(千円)
狩	所得割額の納付を要する者	-	1,770	28,857
	① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
	② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	③ 法附則32条第1号に該当するもの	16,500円×1/2	42	345
	④ 法附則32条第2号に該当するもの	16,500円×1/2		
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	1,728	28,512
	所得割額の納付を要しない者	-	722	7,744
	⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	⑧ 法附則32条第1号に該当するもの	11,000円×1/2	36	198
⑨ 法附則32条第2号に該当するもの	11,000円×1/2			
⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	686	7,546	
猟	所得割額の納付を要する者	-	6	49
	⑪ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	⑫ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	⑬ 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円×1/2		
	⑭ 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円×1/2		
	⑮ 上記に該当しないもの	8,200円	6	49
	所得割額の納付を要しない者	-	4	22
	⑯ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	⑰ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	⑱ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2		
⑲ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2			
⑳ 上記に該当しないもの	5,500円	4	22	
関	所得割額の納付を要する者	-	1,395	11,324
	㉑ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	㉒ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	㉓ 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円×1/2	28	115
	㉔ 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円×1/2		
	㉕ 上記に該当しないもの	8,200円	1,367	11,209
	所得割額の納付を要しない者	-	675	3,623
	㉖ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉗ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉘ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2	32	86
㉙ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2			
㉚ 上記に該当しないもの	5,500円	643	3,537	
係	所得割額の納付を要する者	-	104	566
	㉛ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉜ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉝ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円×1/2	2	5
	㉞ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉟ 上記に該当しないもの	5,500円	102	561
① ～ ㉟ の 合 計	-	4,676	52,185	